○大府市経営転換協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストの削減を図るため、予算の範囲内において交付する大府市経営転換協力金(以下「協力金」という。)に関し、農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、農地集積推進事業費補助金等交付要綱(平成26年3月26日付け25農振第1014号愛知県農林水産部長通知)及び大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。 (協力金の交付対象者)
- 第3条 協力金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 実施要綱別記2-1第6の1に規定する者であること。
 - (2) 大府市税を滞納していない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員でない者又は暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(協力金の交付要件等)

- 第4条 協力金の交付要件、交付の対象となる農地及び額は、別表のとおりとする。 (協力金の交付申請)
- 第5条 協力金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書に、農地の所有状況を証明できる書類及び農地の賃借を証明できる書類を添えて、12月末までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者 大府市経営転換協力金交付申請書(農業部門の減少による経営転換)(第1号様式)
 - (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者 大府市経営転換協力金交付申請書(リタイアする農業者又は農地の相続人)(第2号様式) (協力金の交付決定)
- 第6条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、協力金の交付を決定し、大府市経営転換協力金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(協力金の実績報告)

第7条 協力金の交付を受けようとする者の実績報告は、第5条に規定する交付申請をもってこれに代えるものとする。

(協力金の額の確定)

第8条 協力金の額の確定は、第6条に規定する協力金の交付決定の通知をもってこれに 代えるものとする。

(協力金の交付)

- 第9条 協力金は、協力金の額の確定後、交付するものとする。
- 2 協力金の交付を受けようとする者は、大府市経営転換協力金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(協力金の返還)

第10条 協力金の交付を受けた者は、実施要綱別記2-1第6の5本文の規定に該当する場合にあっては、既に交付した協力金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、実施要綱別記2-1第6の5ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

(協力金の経理及び帳簿等の保管)

- 第11条 協力金の交付を受けた者は、協力金に係る帳簿を備え、他の経理と区分して協力金の収入を記録しておかなければならない。
- 2 協力金の交付を受けた者は、協力金に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、協力金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間整備保管しておかなければならない。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この 要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。 附則
 - この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

交付要件	対象となる農地	協力金の額
実施要綱別記2-1	実施要綱別記2-1第	1. 5万円/10 a
第6の2に規定する	6の2及び第6の3に	(上限50万円/戸)
要件	規定する農地	